

聖籠町職員の退職管理に関する規則をここに公布する。

平成28年12月19日

聖籠町長 渡邊 廣吉

## 聖籠町規則第24号

### 聖籠町職員の退職管理に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第38条の2及び第60条第4号から第7号まで並びに聖籠町職員の退職管理に関する条例（平成28年聖籠町条例第3号。以下「条例」という。）第2条の規定に基づき、職員の退職管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(離職前5年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者)

第2条 法第38条の2第1項の離職前5年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者として規則で定めるものは、再就職者（同項に規定する再就職者をいう。以下同じ。）が離職前5年間に就いていた職が廃止された場合における当該再就職者が当該職に就いていた時に担当していた職務を担当している役職員（同項に規定する役職員をいう。以下同じ。）が属する執行機関の組織等（同項に規定する地方公共団体の執行機関の組織等をいう。以下同じ。）（当該再就職者が当該職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等を除く。）に属する役職員とする。

(子法人)

第3条 法第38条の2第1項の国家公務員法（昭和22年法律第120号）第106条の2第1項に規定する子法人の例を基準として規則で定めるものは、一の営利企業等（法第38条の2第1項に規定する営利企業等をいう。以下同じ。）が株主等（株主若しくは社員又は発起人その他の法人の設立者をいう。）の議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平

成17年法律第86号)第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式会社についての議決権を含む。以下同じ。)の総数の100分の50を超える数の議決権を保有する法人をいい、一の営利企業等及びその子法人又は一の営利企業等の子法人が株主等の議決権の総数の100分の50を超える数の議決権を保有する法人は、当該営利企業等の子法人とみなす。

(内部組織の長に準ずる職)

第4条 法第38条の2第4項の地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長の職に準ずる職であつて規則で定めるものは、次に掲げる職とする。

(1) 聖籠町職員の給与に関する条例(昭和36年聖籠町条例第13号。以下「給与条例」という。)別表第4の級別職務分類表ア行政職給料表(1)中6級に規定する基準となる職務欄に掲げる職

(2) 給与条例別表第4の級別職務分類表ウ医療職給料表に掲げる職

(内部組織の長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者)

第5条 法第38条の2第4項の地方自治法第158条第1項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長又は前条で定める職(以下この条において「内部組織の長等の職」という。)に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者として規則で定めるものは、再就職者が離職した日の5年前の日より前に就いていた内部組織の長等の職が廃止された場合における当該再就職者が当該内部組織の長等の職に就いていた時に担当していた職務を担当している役職員が属する執行機関の組織等(当該再就職者が当該内部組織の長等の職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等を除く。)に属する役職員とする。

(在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者)

第6条 法第38条の2第5項の在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者として規則で定めるものは、再就職者が離職前に就いていた職が廃止された場合における当該再就職者が当該職に就いていた時に

担当していた職務を担当している役職員が属する執行機関の組織等（当該再就職者が当該職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等を除く。）に属する役職員とする。

（行政庁等への権利行使等に類する場合）

第7条 法第38条の2第6項第2号の規則で定める場合は、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分がされていないと思料するときに、当該処分をする権限を有する行政庁に対し、その旨を申し出て、当該処分をすることを求める場合とする。

（再就職者による依頼等により公務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合）

第8条 法第38条の2第6項第6号の規則で定める場合は、同号の規定による要求又は依頼に係る職務上の行為が電気、ガス又は水道水の供給その他これらに類する継続的給付として任命権者が定めるものを受け契約に関する職務その他役職員の裁量の余地が少ない職務に関するものである場合とする。

（再就職者による依頼等の承認の手続）

第9条 法第38条の2第6項第6号の承認（以下この条において「依頼等の承認」という。）を得ようとする再就職者は、任命権者が定める様式に従い、次に掲げる事項を記載した申請書を任命権者に提出しなければならない。

- （1） 氏名
- （2） 生年月日
- （3） 再就職者が現にその地位に就いている営利企業等の名称及び連絡先
- （4） 再就職者が現にその地位に就いている営利企業等における当該地位
- （5） 再就職者が現にその地位に就いている営利企業等の業務内容
- （6） 離職日
- （7） 離職時の職
- （8） 離職前5年間（再就職者が法第38条の2第4項に規定する職に就いていた場合にあつては、当該職に就いていた期間を含む。）の在職状況等
- （9） 当該依頼等の承認の申請に係る要求又は依頼事項と再就職者が現にそ

の地位に就いている営利企業等との契約等の関係

(10) 当該依頼等の承認の申請に係る職員の職及び氏名並びにその職務内容

(11) 当該依頼等の承認の申請に係る法第38条の2第6項第6号の規定による要求又は依頼の対象となる契約等事務（法第38条の2第1項に規定する契約等事務をいう。）の内容

(12) 当該依頼等の承認の申請に係る法第38条の2第6項第6号の規定による要求又は依頼の内容

(13) その他参考となるべき事項

（離職前5年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者）

第10条 法第60条第4号の離職前5年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者として規則で定めるものは、第2条に定めるものとする。

（内部組織の長に準ずる職）

第11条 法第60条第5号の地方自治法第158条第1項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長の職に準ずる職であって規則で定めるものは第4条に定めるものとする。

（内部組織の長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者）

第12条 法第60条第5号の地方自治法第158条第1項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長又は前条で定める職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者として規則で定めるものは、第5条に定めるものとする。

（在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者）

第13条 法第60条第6号の在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者として規則で定めるものは、第6条に定めるもの

とする。

(任命権者への再就職の届出を要しない場合)

第14条 条例第2条の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 本町に採用された場合
- (2) 任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ地方公務員又は国家公務員(以下この号において「地方公務員等」という。)となるため退職し、引き続き地方公務員等となった場合
- (3) 営利企業(法第38条第1項に規定する営利企業をいう。)以外の法人その他の団体の地位に就いた場合であって任命権者が定める額以下の報酬を得る場合

(任命権者への再就職の届出)

第15条 条例第2条の規定による届出をしようとする者は、任命権者が定める様式に従い、離職した職又はこれに相当する職の任命権者に届け出なければならない。

2 条例第2条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 離職時の職
- (4) 離職日
- (5) 再就職日
- (6) 再就職先の名称
- (7) 再就職先の業務内容
- (8) 再就職先における地位

附 則

この規則は、公布の日から施行する。